

平成23年度 児童生徒支援加配

小学校

久松	醇風	日進	富桑	稲葉山	賀露	倉田	面影	末恒	岩倉
美和	津ノ井	湖山西	福部	宮ノ下	河一	散岐	宝木	鹿野	岩美南
船岡	丹比	智頭	郡家東	郡家西	上灘	倉吉西郷	北谷	高城	羽合
東郷	三朝東	北条	大栄	浦安	成美	啓成	福生西	伯仙	五千石
弓ヶ浜	箕蚊屋	上道	余子	住吉	岸本	西伯	日吉津	大山	名和
日南	根雨	二部							

中学校

鳥東	鳥西	鳥南	鳥北	江山	高草	湖東	湖南	中ノ郷	国府
桜ヶ丘	河原	気高	鹿野	青谷	岩美	中央	船岡	若桜	智頭
倉東	倉西	河北	北溟	三朝	鴨川	東郷	大栄	東伯	北条
赤碕	東山	箕蚊屋	法勝寺	南部	大山	湊山	後藤ヶ丘	加茂	美保
弓ヶ浜	名和	中山	日南	日野	江府	尚徳	境一	境二	境三
溝口	岸本	淀江							

平成22年度 児童生徒支援加配

小学校

醇風	修立	富桑	稲葉山	倉田	面影	美和	末恒	岩倉	宮ノ下
湖山西	国府東	福部	河一	散岐	佐治	鹿野	青谷	岩美南	郡家東
中ノ郷	郡家西	船岡	丹比	智頭	山形	倉吉西郷	小鴨	北谷	高城
上灘	羽合	東郷	北条	大栄	浦安	成美	三朝西	啓成	車尾
福生西	五千石	弓ヶ浜	箕蚊屋	上道	余子	住吉	大山	西伯	二部
日吉津	名和	中山	日南	根雨					

中学校

鳥東	鳥西	鳥南	鳥北	江山	高草	湖東	湖南	桜ヶ丘	中ノ郷
国府	佐治	気高	河原	青谷	岩美	中央	若桜	智頭	船岡
倉東	倉西	久米	北溟	鴨川	河北	三朝	東郷	大栄	東伯
赤碕	北条	東山	箕蚊屋	法勝寺	南部	大山	湊山	後藤ヶ丘	加茂
美保	弓ヶ浜	尚徳	中山	日南	日野	江府	福米	淀江	岸本
境一	境二	境三	溝口	名和					

平成21年度 児童生徒支援加配

小学校

修立	富桑	稲葉山	城北	倉田	美和	湖南	末恒	岩倉	若葉台
湖山西	国府東	河一	散岐	佐治	宝木	鹿野	青谷北	青谷南	岩美南
郡家東	郡家西	船岡	丹比	八東	智頭	倉吉西郷	明倫	上灘	小鴨
高城	羽合	東郷	北条	大栄	浦安	成美	啓成	車尾	弓ヶ浜
福生西	五千石	箕蚊屋	外江	上道	住吉	名和	西伯	日吉津	大山西
中山	日南	根雨	二部						

中学校

鳥西	鳥南	鳥北	江山	高草	湖南	桜ヶ丘	中ノ郷	鳥東	湖東
国府	河原	佐治	気高	鹿野	青谷	岩美	中央	八東	若桜
船岡	智頭	倉東	倉西	久米	北溟	鴨川	河北	三朝	東郷
大栄	東伯	赤碕	北条	東山	箕蚊屋	法勝寺	南部	大山	湊山
後藤ヶ丘	加茂	美保	弓ヶ浜	尚徳	境一	境二	境三	名和	中山
江府	福米	淀江	溝口	岸本	日南	日野			

平成20年度 児童生徒支援加配

小学校

修立	富桑	稲葉山	城北	倉田	美和	大正	湖南	末恒	岩倉
若葉台	湖山西	国府東	岩美南	郡家東	郡家西	船岡	河原第一	散岐	丹比
八東	佐治	富沢	宝木	青谷北	青谷南	倉吉西郷	明倫	上灘	小鴨
高城	羽合	東郷	北条	大栄	浦安	成美	啓成	加茂	中山
五千石	弓ヶ浜	箕蚊屋	伯仙	会見	大山西	住吉	名和	江尾	二部
日野上	山の上	根雨							

中学校

鳥西	鳥南	鳥北	江山	高草	鳥東	桜ヶ丘	湖南	岩美	福部
中央	中ノ郷	国府	船岡	智頭	八東	若桜	用瀬	佐治	気高
鹿野	青谷	倉吉東	倉吉西	北溟	三朝	鴨川	東郷	大栄	河北
東伯	赤碕	北条	久米	東山	箕蚊屋	法勝寺	南部	大山	湊山
後藤ヶ丘	加茂	美保	弓ヶ浜	岸本	名和	中山	日南	日野	江府
尚徳	福米	第一	第二	第三	淀江	溝口			

平成19年度 児童生徒支援加配

小学校

修立	富桑	稲葉山	城北	倉田	美和	大正	湖南	末恒	岩倉
若葉台	湖山西	国府東	河原一	散岐	佐治	宝木	青谷南	岩美南	郡家東
郡家西	船岡	丹比	八東	智頭	倉吉西郷	明倫	上灘	小鴨	高城
羽合	東郷	北条	社	大栄	浦安	成美	啓成	就将	福米西
五千石	弓ヶ浜	箕蚊屋	伯仙	会見	住吉	名和	大山西	中山	二部
日野上	山の上	根雨	江尾						

中学校

鳥東	鳥西	鳥南	鳥北	江山	高草	湖東	国府	桜ヶ丘	佐治
中央	船岡	河原	中ノ郷	岩美	八東	若桜	用瀬	智頭	気高
鹿野	青谷	倉東	倉西	久米	北溟	三朝	東郷	大栄	河北
鴨川	東伯	赤碕	北条	尚徳	箕蚊屋	南部	大山	名和	東山
湊山	加茂	美保	後藤ヶ丘	日南	日野	江府	溝口	中山	福米
第一	第二	第三	法勝寺	岸本	淀江				

公文書不存決定通知書

第201100044274号

宮部 龍彦 様

平成23年6月3日付けで請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

平成23年6月15日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一



公文書の件名	平成17年度以降の児童生徒支援加配がされている学校が分かる文書のうち 平成17年度の児童生徒支援加配がされている学校が分かる文書
公文書を保有していない理由	平成17年度については、鳥取県教育委員会文書等の整理、保管及び保存に関する規程に基づく保存期間を過ぎており、廃棄しているため不存
担当課	教育委員会事務局 小中学校課 (電話：0857-26-7513)
備考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県教育委員会となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。